

『監査委員について』

監査委員とは、地方自治法により定められている執行機関の一つであり、「識見を有する者」と「議員のうちから選任された者」で構成され、議会の同意の上で選任されています。

監査委員は、一執行機関として「独立制」を有しており、その職務については、中立、公正、の立場にて市の財務、事業の経営、その他行政運営について意見を申すことが出来る立場にあります。

また、市の条例により年度ごとの定期監査、隨時行う現金検査、各種団体事務等についても審査をし、その結果についても監査委員の合議によって、議会に報告し公表することとなっています。

なお、夕張市の監査委員の定数については、地方自治法の定めにより決められており、2名となっています。(非常勤)

【夕張市監査委員】

【小 林 尚 文】

【千 葉 勝】

【区 分】 識 見

【区 分】 議 選

【就任年月日】 令和6年6月17日

【就任年月日】 令和5年5月15日

【期 別】 1 期

【期 別】 1 期

【備 考】 代表・非常勤

【備 考】 委員・非常勤